

# 茨城県感染症病原体等検査実施要領

## 1 目的

この要領は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「法」という。）に基づき、感染症の発生を予防し、又は発生の状況、動向及び原因等を明らかにするため茨城県が実施する感染症の病原体及び毒素（以下「病原体等」という。）の検査の実施に関して必要な事項を定める。

## 2 検査対象感染症

法第6条第1項に規定する一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、五類感染症、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症、新感染症及び法第13条に基づく動物由来感染症並びに保健所長又は保健予防課長が必要と認めた感染症とする。

## 3 検査の実施

実施する病原体等検査は、以下の場合とする。

- (1) 法第15条第1項、第3項の規定に基づき、感染症の発生の状況、動向及び原因の調査に係る検査を行う場合
- (2) 法第17条第1項の規定に基づき、健康診断に係る検査を行う場合
- (3) 法第18条第3項の規定に基づき、就業制限の適用を受けている者から、当該対象者ではなくなったことの確認を求められた場合
- (4) 法第22条第4項の規定に基づき、法第19条若しくは法第20条の規定により入院している患者から退院の求めがあり、当該入院に係る感染症の病原体の保有の有無を確認する場合
- (5) その他、保健所長又は保健予防課長が調査研究の実施を必要と認めた場合

## 4 検査の内容

実施する病原体等に係る検査は、以下のとおりとする。

- (1) 病原微生物検査
- (2) 免疫学的検査
- (3) その他感染症感染経路を特定するために必要な検査

## 5 検査実施機関

検査実施機関は、衛生研究所とする。

ただし、衛生研究所において実施することが困難な検査については、国立感染症研究所に協力を依頼する。

## 6 検体提供者等への説明

3の(1)及び(5)の場合に実施する病原体等検査における検体の採取に際しては、「検体等の提供のお願い」（様式1）等を用いて、検体提供者に適切な説明を行い、承諾を得るものとする。

また、分子疫学解析検査の実施にあたっては、同様に病原体提供者に適切な説明を行い、承諾を得るものとする。

## 7 検査の依頼

- (1) 保健所が採取し、又は受付けた検体は、感染症検査依頼書（様式2）により速やかに衛生研究所長に検査を依頼する。
- (2) 保健所が採取し、又は受付けた検体のうち、国立感染症研究所に病原体（菌株等）を提出する検体は、病原体（菌株）送付書（様式5）により速やかに衛生研究所長に検体を送付する。

## 8 検査結果の報告

- (1) 衛生研究所から保健所への報告は、試験検査成績書（様式4）により行う。
- (2) 衛生研究所は、病原体が検出又は毒素産生等が確認された場合には、保健予防課にも報告する。
- (3) 保健所から検体提供者への報告は、感染症検査成績書（様式5）により行う。

(4) 検査の目的などに応じ、保健所長又は保健予防課長が必要と認めた場合は、衛生研究所長は保健所長へ結果を報告するとともに、依頼元の医療機関へ検査結果を同時に伝達できることとする。この場合であっても保健所長は依頼元医療機関へ改めて結果を通知することとする。

## 9 分子疫学解析検査

疫学調査の結果を踏まえ、感染経路を特定するため分子疫学解析検査を実施する際には、保健所長、衛生研究所長及び保健予防課長は連携を図り、以下のとおり行うものとする。

### (1) 検査の実施

- ①集団感染が疑われ、その関連性を明らかにする必要がある場合
- ②死亡者又は複数の重症患者が発生し、その感染経路を明らかにする必要がある場合
- ③原因と考えられる施設等の関連性を明らかにする必要がある場合
- ④その他、感染症のまん延防止のため特に必要と判断した調査研究を実施する場合

### (2) 検査の依頼

当該検査の実施にあたっては、保健所長と保健予防課長とが協議を行い、(1)の各号に該当する場合には、保健所長又は保健予防課長が衛生研究所長に依頼するものとする。

### (3) 検査結果の報告

衛生研究所長は検査結果を、当該保健所長及び保健予防課長に報告するものとする。

### (4) 病原体等の運搬

病原体等の運搬にあたっては、検査を依頼した保健所が衛生研究所へ運搬するものとする。病原体等が県外の検査機関等に保管されている場合には、保健所と調整のうえ衛生研究所が運搬等の手続きを行うものとする。なお、その他詳細については、「特定病原体等の安全運搬マニュアル（厚生労働省健康局結核感染症課）」に基づくものとする。

## 10 検体提供者の個人情報の保護

検体の受付及び結果の通知に当たっては、検体提供者等の個人情報には、十分配慮するものとする。

## 11 手数料

3に係る検査のうち、保健所での健康相談により、保健所又は衛生研究所での検査が必要と認められた検体の検査の手数料は、茨城県保健所及び衛生研究所の使用料及び手数料徴収条例（昭和37年茨城県条例第14号）第2条の規定にかかわらず、同条例第3条の規定により当分の間免除するものとする。

## 12 検査記録の保存

保健所は、検査結果等を検査依頼・検査成績台帳（様式6）に記載し、これを5年間保存する。ただし、分子疫学解析検査については、10年間保存するものとする。

## 13 この要領に定めるもののほか、検査実施に当たって必要な事項は、別に定める。

### 付 則

この要領は、平成11年4月1日から施行する。

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

この要領は、平成19年6月1日から施行する。

この要領は、平成19年11月1日から施行する。

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

この要領は、平成20年5月12日から施行する。

この要領は、平成22年4月14日から施行する。

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

(表面)

(様式1)

## 検体等の提供のお願い

茨城県

保健所長

茨城県では、感染症患者が発生した際には「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」(以下、「感染症法」という。)に基づき、感染症の発生の状況、動向及び原因等を明らかにする積極的疫学調査を行い、感染症対策を講じております。

この対策の一環として、保健所や衛生研究所では、感染症の原因となる病原体等の検査や感染症感染経路の特定のために検体から分離された病原体(菌及びウイルス)の詳細な検査(分子疫学解析検査)を実施しております。(本県衛生研究所等で実施不可能な検査は、国立感染症研究所等で実施しております。)

このため皆様方には、この業務の意義と重要性をご理解いただき、これら病原体等検査のための「検体」及び当該検体から分離された「病原体」の提供をお願いしております。

下記の事項をご理解いただき、あなたから提供された検体及び当該検体から分離された病原体に対して、病原体等の検査及び分子疫学解析検査を行うことについて、ご同意をいただける方は、承諾書にご記入願います。

- ① ご提供いただいた「検体」及び当該検体から分離された「病原体」は、感染症法に基づいた検査のみに使用します。
- ② 検査結果は、集計・解析されたのちに、感染症の発生状況の把握や感染症対策等に利用されますが、検体等をご提供いただいた個人が特定されることのないようにするとともに、個人情報には固く守ります。
- ③ 検体提供に御協力がいただけない場合にも、あなたに何らの不利益を被ることはありません。あなたの自由意志に委ねられます。

-----  
切り取り線

## 検体等の提供に関する承諾書

- 1) 検体の提供及び病原体等の検査
- 2) 検体から分離された病原体の提供及び分子疫学解析検査

について十分な説明を受けましたので、これを承諾します。

平成 年 月 日

茨城県 保健所長 殿

署名(未成年者の場合は保護者署名)

(裏面)

「病原体等の検査」とは、  
感染症（病気）の原因となった細菌やウイルスなどを見つけ出すための検査です。

「分子疫学解析検査」とは、  
病原体等の検査で見つかった細菌あるいはウイルス等が、どのグループに属しているかを詳しく分類するための検査です。この検査により感染経路がわかる場合もあります。

(様式2)

保 第 号  
平成 年 月 日

衛生研究所長 殿

保健所長

## 感 染 症 検 査 依 頼 書

このことについて、下記の試験検査を依頼します。

### 記

検査対象感染症	一類感染症 ・エボラ出血熱 ・クリミア・コンゴ出血熱 ・痘そう ・南米出血熱 ・ペスト ・マールブルグ病 ・ラッサ熱 二類感染症 ・急性灰白髄炎 ・結核 ・ジフテリア ・重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る） ・中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る） ・鳥インフルエンザ（H5N1） ・鳥インフルエンザ（H7N9） 三類感染症 ・コレラ ・細菌性赤痢 ・腸管出血性大腸菌感染症 ・腸チフス・パラチフス 四類及び五類感染症（ ） その他（ ）
検査材料及び 検査件数	・ふん便（ ）検体 ・吐物（ ）検体 ・血液（ ）検体 ・鼻腔咽頭粘液（ ）検体 ・髄液（ ）検体 ・培地（ ）検体 ・その他（ ）（ ）検体
検体提供者氏名 検体名	別添連名簿（様式6）のとおり
疫学情報	別添のとおり
その他参考となる 事項	

(様式3)

保 第 号  
平成 年 月 日

衛生研究所長 殿

保健所長

### 病原体（菌株等）送付書

このことについて、下記の病原体を送付します。

#### 記

検査対象感染症	一類感染症 ・エボラ出血熱 ・クリミア・コンゴ出血熱 ・痘そう ・南米出血熱 ・ペスト ・マールブルグ病 ・ラッサ熱 二類感染症 ・急性灰白髄炎 ・結核 ・ジフテリア ・重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る） ・中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る） ・鳥インフルエンザ（H5N1） ・鳥インフルエンザ（H7N9） 三類感染症 ・コレラ ・細菌性赤痢 ・腸管出血性大腸菌感染症 ・腸チフス・パラチフス 四類及び五類感染症（ ） その他（ ）
病原体及び 件数	・ 二類感染症（ ） 件 ・ 三類感染症（ ） 件 ・ その他（ ） 件
提供者氏名	
疫学情報等	発生届、疫学調査票、承諾書参照
検査機関名	<検査機関名> <連絡先>
その他	



